

静岡県告示第342号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年4月15日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川袋井線	袋井市国本字白銀2074番の2から 袋井市国本字新屋2082番の2まで	令和4年4月15日